

Title	全體主義をめぐる諸問題 (一) : Totalitarianism, 1954, Harvard University Press. における統合的研究
Sub Title	Totalitarianism, its interdisciplinary approach (1)
Author	奈良, 和重(Nara, Kazushige)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1957
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.30, No.7 (1957. 7) ,p.59- 70
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19570715-0059">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19570715-0059</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 資料

# 全體主義をめぐる諸問題 (一)

—Totalitarianism, 1954, Harvard University Press.

における統合的研究—

奈 良 和 重

- 一 はじめに
- 二 全體主義と自由
- 三 全體主義の本質
- 四 イデオロギーの問題……以上本號
- 五 心理的アスペクト……以下次號
- 六 全體主義と知的生活
- 七 社會・經濟的組織
- 八 全體主義とその將來
- 九 おわりに

### 一 はじめに

一九五三年三月六日から八日にかけて、ボストンで開催された American Academy of Arts and Sciences の研究會には、全體主義というテーマが取上げられた。會議に先立つて、ここに提出された論文が各々の参加者に手渡され、會議ではその要約が示され、

全體主義をめぐる諸問題

討論を主として進められた。参加者はそれぞれの専門領域において問題を提起し、かつその解明を試みていったのである。その結果、C・J・フリードリッヒ氏が中心となつて論文と討論の概要を編集し、彼自身の序文を添えて *Totalitarianism* (1954, Harvard University Press) と題する一書にまとめられたのである。

この研究會は、全體主義と自由、全體主義の本質についての一般的問題、イデオロギー、心理的アスペクト、全體主義と知的生活、その社會・經濟的組織の問題、最後に全體主義の將來の問題を取扱つてゐる。これらの問題について、研究會の参加者はそれぞれ見解を異にし、完璧な一致點を見出してはいない。もしもわれわれがここにできあいの解答を期待すれば、恐らく失望することであろう。フリードリッヒが序文で指摘しているように、この研究會の意圖したところは、「問題の解決というよりも寧ろ問題の明晰化」にあるからである。しかしわれわれは、本書の論文と討論を讀むことによつて、現代われわれにとつて最もプロブレマティックな問題となつて

いる全體主義にアプローチしていくための、極めて有意義な示唆を與えられるであろうと信ずる。フリードリッヒは次のように序文を結んでいる。「全體主義として具體化されたわれわれの時代の大激變——それは安易なオプティミズムやプログレスへのありあわせの信念を破壊してしまつた——を充分に理解するには、まだまだ長い途が續いている。参加者の視界において、この研究會はその中途まで足跡を印してきた。この記録を讀む人々も、われわれと見解を分つようになることをわたくしは希望する。」以下に主として論文を中心に、討論のいくつかの點を順次紹介してみたい。

一 全體主義と自由

(1) Totalitarianism in the Modern World, by George Kennan (p. 17ff.)

ケナンの論文は全體主義への學問的究明ではなく、彼がドイツおよびソヴェエトに滞在中、實際の體驗と觀察を通じてえた全體主義の輪郭を生々しく描いたものである。彼の印象によると、その第一の特徴は警察組織とその使用である。近代テクノロジーの發達による軍隊、輸送機關、マス・コミュニケーションの手段を含む警察組織の巨大な權力を、一つのグループが獨占的に支配することによつてのみ、現代全體主義は可能となるであろう。次に全體主義に特徴とみられる重要な點は、この警察組織を行使する人々の性格構造である。彼等の殘忍さ、道徳性の缺除、生れつきの犯罪的要素、これらはまさしく人類の突然變異、人間社會の食屍鬼と呼ばれるにふさわしいものである。全體主義とは現實のものというよりは、悪夢

であり睡魔にうなされたようなものだ、とケナン氏は述べている。人間精神の尊嚴さに希望と慰めを求めるように教えられてきた西歐人とつて、全體主義とは、確かに、希望を剝奪され、最も深刻な苦悶と悲慘とにきわだつた「パソロジカルな異常状態——疾患」であらう。

このような全體主義がドイツおよびソヴェエトに出現するに至つた共通の背景とは、どのようなものか。ケナンはそれを次の諸點に指摘している。これらは、更に精緻な歴史的・理論的究明を要すべき問題である。

第一に、ドイツおよびソヴェエトが大國であること。ここにおいて個人は全體性への關連を失い、自己を超えたデモニッシュな權力に捉えられて、救い難き除け者として自ら感ぜざるをえなくなる。

第二に、これらの國はいずれも、第一次大戦において極度の軍事的犠牲と浪費を強いられ、舊支配體制の決定的崩壞によつて、全體主義を生ぜしめていつた。

第三に、ドイツおよびソヴェエトの近代史における類似性。これらの國には封建的<sup>3</sup>制度が根強く殘存して、ブルジョワ・デモクラシーの發展が不完全であつたことは、ここに指摘を俟つまでもない。

第四に、十九世紀に生じたこれらの國における民族感情の問題。特にドイツでは、國民國家のロマン主義的概念が《情緒的集團》といふような神秘的色彩を帯びるに至つた。

第五に、ドイツにも、またソヴェエトにも同様に、全體主義制への革命化がおこなわれる以前に、土地貴族の軍事的權力が鞏固であつ

た。そして高度の中央集權化と官僚機構化が確立されていたこと。

最後にケナンは自由の問題に言及しているが、われわれは、現代全體主義の彈壓下にあつてそれに抵抗していくためには、抽象的自由ではなく、個人的自覺による義務、自主的な制約が必要であることが強調されている。けだし、かかる制約のシステムこそ自由の最高の形態にはかならず、西歐文明の培つてきたものであるからである。

.....  
次の討論では、M・フェインソッド、E・ウィークス、P・レーマン等と質疑應答がかわされている。そしてケナンは、まことに本書の冒頭を飾るにふさわしく、全體主義に對して成功を収めるための信念となるものは何かというE・ランドの質問に對して、「ソヴイエトの權力は active evilだと信じます。だがその恐怖に近づけば近づく程——わたくしは最も間近にいたのです——それを恐れなくなりません。人が最も恐れているのは無知と未知というものです」と答えている。

### 三 全體主義の本質

(2) Totalitarianism, Despotism, Dictatorship, by N. S. Timasheff (p. 39 ff.)

全體主義の本質はどのように把握されるか、それは従來の專制主義とか獨裁政治とかいつたものの一變形にすぎないのか、あるいは、歴史的、ニ、ニ、ク、なものなのか、という問題については、激しい意見の對立がある。ティマシエフは前者の立場から、先ず全體

全體主義をめぐる諸問題

主義社會」というタームの含む二つの意味を峻別している。第一は、少數者への權力集中化、全體性に對する個人の權利の排除等によつて特徴づけられる社會の類型を意味するもの、第二は、國家機能の無制約的擴大という一定の特性を意味するものである。第一の定義においては、全體主義は現代にユニークな現象として、多くの特性の並列、またはその組合わせによつて構成されていく。第二の定義においては、それは共產主義、ファシズム、ナチズムなどの現代社會に限らず、その他の多様な社會の類型にも生じがちな一つの特性を指示するものと見做される。例へば totalitarian と democratic という言葉の結びつきも可能なのである。それは、ジヤコバン黨支配下のフランスに出現した社會の如きものを指示しているからである。二つの定義の正否はともかくも、ティマシエフはこの第二の定義を採用して、個々の特性の相關々係、國家の多次元的分析を提示しているのである。

先ず彼は「國家の組織」のヴァリエイションを、權力の座にいるものの政治的ステータスがどのような基盤に支えられているかという一つのかたちに還元して、それを次の三つに區別している。第一に、それが被治者によつて明白にチェックされる同意によるものであれば、その統治體は民主的である。第二に、それが暗々裡にチェックされない同意であつて、しかも傳統によつて神聖視されているものであれば、その統治體は傳統的である。第三に、それが支配者の權力掌握に基づき、それへの反抗の試みが阻止されれば、その統治體は獨裁的である。これらは、現實には混合して存在する。次に、「國家の機能」について見れば、より大なる社會の枠に對し

て自己主張的である機能、法と秩序を維持していく保護的な機能、および、このように分化しておらずすべての機能を蔽っている補助的な機能、が區別される。ティマシェフによれば、國家はその機能の三つのタイプにおける働きの《範疇》と《様態》によつて、原理的にはそれぞれ獨立して、一つのコンティニウムに配列される。すなわち、第一の機能に關しては、平和を愛好する社會から高度に侵略的な國家に至るコンティニウム、第二の機能に關しては、いわゆる法治國家から専制國家に至るコンティニウム、第三の機能に關しては、自由主義的國家から全體主義的國家に至るコンティニウム（國家の補助的な機能が極小限に限定されていれば自由主義的であり、すべての人間活動を規制しているほど高度化していれば全體主義的である）という如くである。

以上、ティマシェフの論述において注目すべき點は、われわれが一つの歴史的な類型としての全體主義社會を考察するには、政治的ユニット（國家）の組織構造とその機能的側面のコンティニウムを分析して、先に示されたデイメンションにそれぞれ位置づけていかなければならないということである。しかもそれらの具體的な變動過程を調べて、その社會が如何なる方向に向つているかその同時的運動の諸條件を理解していかなければならないのである。

③ The Unique Character of Totalitarian State, by Carl J. Friedrich (p. 47 ff.)

全體主義の本質について、既に述べた後者の觀點から、そのユニークな性格を主張しているのがフリードリッヒである。彼の論文

は、(a)ファシズムおよびコミニズムの全體主義社會は基本的に同じである、(b)しかもその全體主義社會は歴史的にユニーク *status generis* である、という二つのことを前提としている。

こうした新しい全體主義の起因、特にファシズムのそれについては、これまでに諸種の要因分析がなされてきている。例えばドイツの場合には、ヒットラーの道德的・人間的缺陷、ドイツの立憲的傳統の脆弱性、ドイツ人の《民族的性格》の諸特徴、ヴェルサイユ體制の影響、高度資本主義の含む諸矛盾、共產主義への脅威、キリスト教およびその他の精神的依りどころの喪失等がすべての結果を生ぜしめるに重要な役割を演じてきたのである。

ところで、このような諸要因の全體關連が歴史的にユニークであるとはどういうことであろうか。勿論、それは全面的にユニークであるというのではない。歴史現象というものは、すべてが獨特な個別性を有しているのではなく、その分析對象をより廣い視野において分類して見て、多彩な要因が一つのユニークな型として構成されるようになる。また、ファシズムやコミニズムの社會、もしくは統治機構が基本的に同じであるということは、同様に、それらが全面的に同じでないことを示している。一般の見解は、それらを全面的に同じであるとするか、あるいは基本的にも同じでないとするかの兩極端を右顧左眄しているようである。兩者のイデオロギーの差異とか、またマルクス主義的立場からする「資本主義と社會主義とのデイトミー」も問題を見誤らせがちである。全體主義社會としての基本的特徴は、ソヴィエト・コミニズムにも分有されており、と同時にそれらが現代における全體主義社會の歴史的にユニ

ような性格を形成しているのである。フリードリッヒはそれを次のように指摘している。

(一) 國家公認のイデオロギーそれは人間實存のすべてを包容し、すべてのものが服従すべきものであり、かつ人類の《完全なる》究極的社會の一千年至福説的要求をもつ教義である。

(二) 単一の大眾政黨それは嚴格な階級制、寡頭制に組織され、通常、一人の指導者の下にあつて、官僚統治機構に優位しているか、もしくは、完全にそれと合體している。

(三) 軍事的戰團のあらゆる手段の獨占それは近代テクノロジーに裝備され、政黨、軍隊及び官僚に掌握されている。

(四) マス・コミュニケーションの手段の獨占ラジオ・新聞・映畫等のコントロール。

(五) テロ警察組織それは體制の《敵對者》だけではなく、人民の中から勝手に選ばれた階級に對して行使される。

以上五項目のうちで、(四)と(五)は現代テクノロジーの發展段階に照應する顯著なアスペクトを表わしている。(一)と(二)に關してフリードリッヒが提起している問題は、全體主義社會がいずれもキリスト教的傳統における *prediction for convictional certainty* という志向性をもつていること、および、現代全體主義のイデオロギーや政黨が、いずれもデモクラシーを標榜しつつデモクラシーに對決しているという事實である。このように、現代テクノロジー・クリスティアニティ・デモクラシーというコンテクストにおいて、全體主義の問題状況を把握してみることは、われわれにとつて最も興味深い論點であるように思われる。勿論、それらが全體主義をひき

全體主義をめぐる諸問題

起す《原因となつた》と誤解してはならない。

(4) *Social Prophylaxis as a Form of Soviet Terror*, by J. G. Gihksman (p. 60 ff.)

グリックスマンは、彼の論文において、全體主義社會の強制的コントロールの技術としてのテロ行爲を取上げ、ソヴィエトにおける刑罰制度に深い洞察力を示している。

西歐民主主義諸國のいわゆる法の正常な手續は法の恣意的專斷の排除を保障し、處罰法規の嚴密な規定、現實の犯罪者の抑留の原則を保障している。犯罪防止に關する刑事學上の教義にしても、戰時緊急事態や精神病理的事由にもとづく幾つかの例外を除いて、處罰の方式や度合を考慮し、教育的・社會的諸改革が施行されている。

それに對して、ソヴィエトの刑罰制度は犯罪法規に固有の準據をもち、右の西歐的諸原則を超えて、現實の犯罪者のみではなく、疑いあるものから、更に、將來犯罪の可能性をもつものにまで範圍が擴大されている。このようなことは、ボルシェヴィークが政權を獲得した當初以來、彼等がその哲學と傳統に忠誠であつて、少數獨裁を斷行し、疑わしいケースを免罪することから生ずる危険性を回避するために、*in dubio contra rem* の原則（疑わしきは被告の利益に反す）を採用したばかりでなく、すべての潜在的な逸脱者をも排除するというシステムを導入してきたことに起因している。ソヴィエトに實施されているこの「社會的に危険な分子に對する豫防行動」は、醫學の分野において、將來おこりうる病弊への豫防措置對策とのアナロジーによつて《社會的豫防法》(social prophylaxis)

King)と呼稱されるのである。

次いでグリックスマンは、ソヴィエトの刑法、裁判所、行政諸機關を通じて、刑罰的テロが實行されるかたちを考察している。ソヴィエト刑法においては、諸種の刑罰規定に相當廣い解釋の幅が許されている。そして刑罰法規の適及の否定 (Lex retro non agit)、法規によらぬ罪は存在せず (nullum crimen, nulla poena sine lege) という裁判上の法則を無視するようなことがおこなわれている。司法制度そのものは行政と有機的に結びつき、政治權力の手段にすぎない。そして行政的刑罰手續や事實上の警察行動が正當な司法活動を凌駕しているというのが實状である、といわれている。

だがしかしこうした社會的豫防法の制度は、果して國家權力を掌握するものの恣意にまかされ、人民はでたらめに蹂躙されてしまうような装置であろうか。テロ行爲には何らの合理的基礎もないようにみえる。けれどもわれわれは、ソヴィエトのテロが、國內的情勢や國際的關係の變化、黨の方針の紆餘曲折によつてしばしば變動をこゝむるとはいえ、ある論理的合理性をもち、客觀的な判斷基準によつて機能していることを認めることができる。すなわち、それは「體制的維持と、人民を脅迫によつて同調に強制していくための合理的手段」ということである。かかる合理性は純粹に技術的性格、カール・マンハイムのいう「機能的合理性」をもつものである。無論、豫防的行動の實踐においては、政治的指導者のプラグマティックな判斷に左右されることが多く、その合理性の限界と範圍を確定することは困難であろう。グリックスマンは、豫防的刑罰の對象とされる犯罪者、ならびにその集團を、これまでの經驗的史實に基づいて

次の五つのカテゴリーに分類している。(一)社會的身分と出身ソヴィエト體制實現後の二十年間、舊來の社會的地位をもつていたもの、特に農業集團化政策の遂行を妨害する豪農。(二)政治的繋わり合い非ボルシェヴィーク運動ないしイデオロギーに關係したもの。(三)外國との提携、外國および外國人と接觸したもの、更には西歐思想に染まつていると嫌疑を受けたもの。(四)民族集團の離反的態度、ナショナルリズム運動、地方集團の外國との協力。(五)家族關係、政治的犯罪者の家族、交友關係、單なる知己でも同じ。

かくて彼は、現在のソヴィエト體制にはテロの有效がますます激増しており、人民の間には一種の宿命觀すら漂うている萌しがあることを指摘しつつ、ソヴィエトの劇作家、アレキサンダー・アフィノゲニエフの『恐怖』より次の一節を引用して、本論を閉じている。「乳搾りの女は牛が没收されるのではないかと恐れている。農民は強制的集團化を恐れている。勞働者は涯無き追放を恐れている。黨員は彼の逸脱を告訴されるのを恐れている。科學者はイデオリズムを告訴されるのを恐れている。技術者は罷業を告訴されるのを恐れている。われわれは大いなる恐怖の時代に住んでいるのだ。恐怖は有能な知識人に強請している。汝等の母を見棄てよ、汝等の由縁をごまかしてしまえ、そしてより高い地位を手に入れる、と。……恐怖はすべてのものに忍び寄つている。」云々

討論の部分には多くの参照すべき意見が述べられているが、われわれは、フリードリッヒの先の三つのコンテクストと全體主義との問題關連について、特にキリスト教とのそれについて、次の意見を

記しておく。

M・カルボヴィッチは、*predilection for convictional certainty* とはキリスト教にのみ特徴的なものではないとし、キリスト教は政治については、神とカエザルとの二元論に立っていることを強調している。

G・T・ロビンソンは、ソヴィエト全體主義に關する限り、ツァー・ロシアの背景はデモクラシーよりは獨裁君主制、テクノロジの發展よりは原始的集産主義、西歐の合理的キリスト教よりは東歐の神秘的ギリシア正教であつたことを指摘している。更に彼は、現代中國の全體主義的段階について見ても、フリードリッヒの圖式的説明は適應しえない、と反對している。

F・H・リッターは、ロシア、イタリヤ、ドイツにおけるキリスト教は救済という觀念を失つてしまつて、それらの國の組織化された教會が提供することのできなかつた終末論的エスプリが全體主義運動によつて供給された、と述べている。このように全體主義者がつけ入る空虚をとり残したことは、キリスト教會の責任があるのである。

#### 四 イデオロギーの問題

(5) *The Totalitarian Mystique: Some Impressions of the Dynamics of Totalitarian Society, by Alex Inkeles (p. 87 ff.)*

インケルスのこの論文は、「ウェーバーの類型的分析と構造機能のアプローチとの興味深い接合」であると評されているが(ティマ

全體主義をめぐる諸問題

シェフ)、それは本書の中でも最も注目すべきものの一つであると思われる。

殆んどこれまでになされてきた全體主義へのアプローチは、マルクス・レーニン主義の如き「形式的イデオロギー」からするものと、「權力追求」という觀點からするものであつた。インケルスは、そのいずれによつても充分に説明し盡くされない全體主義の指導者の性格と彼の社會行動を、「全體主義的ミステイク」という焦點に絞つて、その重要なディメンションの幾つかを提示しようとするのである。ここに彼が *mystique* という言葉で意味するものは、「全體主義者が生物學のあるいは歴史的事實と稱されるものを例證として、自らの地位を限なく合理化するしなにかかわらず、自分は直接的に社會發展についてのある内在的法則を知覺しているのだ、と確信しているような觀念」を表現している。したがつて全體主義的ミステイクとは、全體主義社會の特質をではなく、自らの概念を社會に課するところの全體主義的リーダーの特質を示すものとされている。しかしミステイクという概念は、全體主義的社會組織の基礎を説明するものとして、前述のイデオロギーや權力追求の役割に代置さるべきものではなく、その補足をなすものである。以下、彼の所論の要點を記してみよう。

#### 全體主義的社會組織の基礎原理

(1) 全體主義的ミステイクの優越性の原理  
全體主義社會を組み立ててそれを作用させていく (*structuring and operation*) にあたつて、最も顯著にして基本的な決定因子となるものは、人間の福祉、個人や集團の利益とか喜悅、社會關係の



安定した型を考察するに先立つて、ある種の本質的神秘的由來をもつ、比較的抽象的な目標や定言命法の如きものが優位しているとなす原理である。こうしたオリエンティションは、通常、個人の家への從屬」として定式化されている。しかしながら、全體主義はただそのみにとどまらない。この定式は、傳統的リベラリズムが個人を擁護する立場から全體主義の仕組みの一面を把えているにすぎず、全體主義が「社會の構造と機能の面における社會制度の役割」を充分認識し、重視している點を閑却しがちである。更にまたこの定式化が國家への強調にとどまっている限り、全體主義者が向う究極目標は國家自體であり、しかもその究極的關心事は權力の掌握であると想定されがちである。しかし彼にとつて、國家とは寧ろそれ

を超越している高次の目標を達成するための單なる「道具」ではない。また彼の權力追求の動機にしても、權力そのものにはなくある目的のために存するのである。かくの如く、彼の行動の《原理》とは「權力の合理的計算」ではなくて、「ミステイクの定言命法に對應すること」なのである。ミステイクとは、本来、*rational* である。

(一) 一本石的社會組織の原理

社會は制度的組織である。現代全體主義の指導者は、社會の組織のすべての要素が全體としての構造と關連をもつていてという假定を、最も能率的に活用している。したがつてすべての制度、すべての行動様式は、一つの規準に従つて測定された目的を推進していくように、完成に再編成されるのである。全體主義者は《良き社會》の計畫をデザインするいわば *social teleologist* である。われわ

れはソヴィエト全體主義者が社會の多元論に反對して、「計畫された統合的な一本石的社會のミステイク」に自己を獻じていることを、充分理解しうるであらう。

(二) エリート・リーダーシップの原理

全體主義的リーダーシップを考察する時、一般に、獨裁政治の原理が参照される。政治組織に關する限り、全體主義的獨裁者と非全體主義獨裁者とは同等なものとされている。しかしすでに第一の原理に示されたように、全體主義的リーダーは自らミステイクへの《手段》と見做し、あらゆる生活の中心に自我を据えている。例えばヒットラーが、ドイツ民族の歴史の運命を完遂すべく使命を與えられた、と思惟した如くである。一方、彼をとり圍む軍部や一般大衆も、ミステイクの要求に熱狂的な支持を與えているのである。

(三) 感染の原理

最後の原理は、全體主義の社會運動には、その内部に自己破壊的な病菌が存在しているという感染の原理、あるいは *the virus theory of social pathology* と名づけるものである。全體主義的社會組織に裂目を生ぜしめるような異質物、すなわちヒットラーにとつてのユダヤ人、人種混合、ボルシェヴィクにとつての資本主義的殘滓、種々の偏差等は、それぞれのミステイクの純潔さを保つために、暴力、テロ、追放等によつて徹底的に抹殺されなければならないのである。

全體主義社會組織の作用的特徴

目を轉じて、全體主義の組織ならびにそのリーダーが最大の効果を發揮する「社會行動の型」について考察してみよう。

(一) 獨立集團と權力點在 (Point of power) の破壞

全體主義者が國家權力を支配すると、差當つて、現存しているすべての政黨、民族集團、社會・經濟的諸階級、その他の結社を廢絶することに努力が拂われる。監視の眼は、更に勞働組合、大學、職業團體、娯樂機關、宗教組織に向けられるのみか、家族、交友グループのようなプライベートの領域にも及んでいる。

こうしたことは、全體主義者の權力という視點からだけで説明することは不十分である。それは寧ろ、全體主義的のミスティークそのものの要求するところである。ミスティークこそ唯一の眞理、唯一の法則、唯一の利害、したがつてまた唯一のプログラムとされているのである。

(二) 感情の國家統制

全體主義社會においては、人間の感情の表現は抑壓されるどころか、かえつて、愛憎、欲求、野望は赤裸々に充たされる。しかしすべての情緒的エネルギーは放置されるのではなく、ミスティークの要求にとつて有效なもののみが許されるのである。

(三) コミュニケーションの公・共・私

マス・コミュニケーションの手段は現代社會における權力の武器たることは明らかである。全體主義的の運動にとつてその直接的獨占は、命令への斷乎たる服従を強制することよりも、改心者を獲得して、神聖なる教義への信仰と精進を強化することに利用される。

またプライベート・コミュニケーションは如何なる場合でも背教的と見做されてしまう。沈黙ですら怪しまれる。プライベート・コミュニケーションはパブリック・コミュニケーションとなら

ざるをえない。

(四) 藝術の「國家策化」

藝術への全體主義者の侵略はどのようなオリエンテーションによるものであろうか。彼は藝術を取扱うに、ドイツ的か人種混血的か、ブルジョワ的イデオリズムか社會主義的リアリズムか、等々によつて、良し悪しを定義する。《良き》藝術の内容はともかく、全體主義者にとつて藝術とはマス・コミュニケーション・メディアと同様、國民に對するプロパガンダとして影響力を興える有用な道具なのである。彼等の賞揚する藝術は、ミスティークに奉仕していると承認されるものにほかならない。

(五) 不安の制度化

テロの豫防的機能についてはグリックスマンが言及したところであるが、テロは「不安を制度化し傳達する手段」であることに注視しなければならない。その意圖するところは、すべての人に不安定感を造り出すことであつて、それは害禍を蒙るかもしれぬという恐怖だけではなく、技術的な意味において、不安を操作していくことである。かくして人間行動の反覆を通じて、全體主義體制の「強制的同調性」は容易に成就されていくのである。

以上、インケルスの分析について最後に一言すべきことは、この論文は全體主義を、主としてソヴェト組織に基づく「理想型」として構成し、しかもその初期的發展段階における最も顯著なアスペクトとしてのミスティークの《役割》を中心に分析したものである。

(6) The Protestant Church and Totalitarianism (Germany 1933-1945), by Franklin H. Littell (p. 108 ff.)

「われわれは、すべての宗教告白が國家の安定を危険に曝したり、ドイツ民族の倫理的・道德的感覚を侵害したりしない限り、その自由を要求する。黨自體は、自ら信仰的に特定の信條に束縛されることなく、積極的なキリスト教の見解を採用する。」これはNSDAP (國民社會主義・ドイツ労働者黨) の綱領第二十四條である。

ヒットラーの第三帝國の夢想、あの情熱的な「血と民族」[Blut und Volk] の神話、これらは右のプログラムを宣傳しつつ、キリスト教を墮落させ、「積極的なキリスト教」という美名に隠れて、プロテスタント教會を誤つたドイツ的キリスト教に導き、「ドイツ・キリスト教團」(Deutsche Christen) の如きものをも生誕せしめるに至つた。かかる問題は、神學者にとつて宗教的に重大な意義をもつてゐるばかりでなく、特に宗教團體の全體主義に對するレジスタンスに關しては、最近、社會科學者や政治學者に眞剣な注意を惹きつけつつある。リッテルは、ヒットラー治下のドイツ・プロテスタントの種々相を例證として、この問題に迫つてゐる。

第一に、聖書の原典批評の人類論的解釋や宗教學の比較研究法の遵奉者等によるキリスト教の歪曲である。これはすべての宗教的神話の均等化 (Gleichwertung) へと導かれていつた。この點についての一例として、エルランゲンのフォールラート教授 (Wilhelm Vollrath) の Houston Stewart Chamberlain und seine Theologie があげられる。著者はユダヤの神話學や舊約聖書の傳承を無意味なものとし、アリアン人種としてのナザレのイエスを擁護し、

これまで推積された聖職や教義をイエスの單純な教説 (チェンバレン) によれば、それはエックハルト等のドイツ神祕主義者によつて最もよく理解されたのである) から分離した。

第二は、積極的なキリスト教の《非宗派的》(entkonfessionalistisch) な立場である。それはやがて、國家により命令されたイデオロギーや教義を許容するようになった。ブレームンの教會は最も迅速に腐敗していつた例であり、チューリンゲン・キリスト教徒はナチ化された最初のものである。更にはまた一九三六年、ポータムで開催されたナチ管區の議會 (Gautagung) では、「國家は福音教會から、(a) 教會の組織的統一、(b) 宗教上の鬭争の廢棄、(c) ナチおよび國家の生物學的諸目的の承認、を期待する」という決議がなされた程である。

しかしこれらの諸傾向に對して、國家の偶像崇拜や新しい政治的・狂信に警告を發し、國家こそ教會の眞實の批判を必要とすることを宣言した抵抗運動も活潑におこなわれていた。ボン大學のカール・バルト教授、バールメン宗教會議におけるマルティン・ニーメラー牧師はその最も熱心な指導者として著名である。われわれは、ナチ・レジーム下にあつて終始ナチ・イデオロギーに非妥協的態度を示した告白教會 (Bekennende Kirche) の體驗から、全體主義に對するレジスタンスの教訓を學ぶことを忘れてはならない。尙後から傷を負つた思想 (ケムルケゴールの言葉) を讀えよう。

(7) Totalitarianism as Political Religion, by Waldemar Gurian (p. 119 ff.)

モンテスキューによれば、君主政治と専制政治との區別は、前者が傳統的權利や法律の許容によつて牽制されるが、後者は恣意的絕對權力がすべてを決定する、という據點に求められる。かく見れば、全體主義も《現代的》専制政治といえよう。しかし十七・八世紀の專制的統治者にも、宗教というものが一つの牽制力として働いていた。二十世紀の全體主義にとつてはどうであらうか。そこでは宗教的な制約は一切消失してしまつて、全體主義的イデオロギー自體が宗教に取つて代つている。このようにガリアンは、先ずモンテスキューを手掛りとして、全體主義の本質的特徴を「世俗化された宗教」として把握している。

マルクス主義もナチズムも公然と神を否定した。神とは、知りえざるもの、堪えがたきものから逃避するための阿片にすぎぬ。あるいはまた、神は生命力の象徴、人種のエリートの權力への意志等の神話にはかならぬとされた。いづれにせよ、「超越的信仰は内在的信仰へと變えられた」のである。しかしながら神への信仰なきところに宗教なしとすれば、その世俗化された社會・政治的宗教は、餘りに敬虔的な religion というタームに代えて ideology と呼んでもよいであらう。

ところで、全體主義的イデオクラシーの形式的構造とは如何なるものであらうか。ガリアンの指摘しているように、それは、經濟的なものであれ生物學的なものであれ、必然的な社會發展の法則があるという信仰である。すべてのものは必然的な過程のモメントとして、多くの鬭争を経た後に、全體主義の世界支配が確立されていくであらうとされる。ではこのイデオクラティックな信仰の内容をな

### 全體主義をめぐる諸問題

すものは何か。ナチズムの場合には、頽廢した害惡に對する反抗であり、支配人種やその完全な體現者たる指導者 (Führer) によつて齎される健全なる秩序の回復である。コミュニズムの場合には、支配なき完全な計畫化と平等の實現されるユートピアである。ヒットラーの超人的成功は神の恩寵にかなつたものかもしれない。そしてスターリンの政策も歴史的發展法則に合致しているのかも知れない。ともかくも、現在は《未來》によつて正當化されるであらう。不完全な現實は、完全なる未來に對して、永遠のダイナミズムなのである。そして、それを正當化するものこそイデオロギーにほかならない。かくて全體主義の支配的エリートは、自己のイデオロギーの下に現在の絕對的支配を維持していくため、絶えざる權力の酷使に驅り立てられていく。結局、イデオクラシーというのは、テロ、組織、大衆操作、プロパガンダによつて絕對支配を樹立した集團が、自己の現在の統治を維持していくための人工的なイデオロギーにほかならない。かくてガリアンのいうように、全體主義的イデオロギーは「權力組織の神聖化 (deification)」ということができよう。

討論會では、インケルスの「ミステイク」およびガリアンの「イデオクラシー」をめぐつて、種々の意見がかわされている。

L・ネムツァーは、ミステイクの誇張に反對して、全體主義組織における政策形成過程の社會を統制する技術と、かく統制された會の貽率性を重要視している。

A・ゲルシュエンクロンは、イデオロギーに次の二つの機能を指摘

している。すなわち、政策決定の決定因子としての役割と政策を容せしめるプロパガンダを形成する役割とである。これらの役割は、全體主義運動の展開過程にしたがつて相對的に重要性を變更する。最初の段階ではイデオロギーは政策形成を推進していくが、全體主義組織の成熟とともに、その機能はプロパガンダとして政策を辯護するようになる。かくしてイデオロギーは、政策決定を正當化するためにますます異質的なもの、無定形なものに轉化しなければならぬといわれている。

H・アーレントは極めて批判的な意見を表明している。イデオロギーとは何ものであるか。イデオロギー自体は必ずしも全體主義的ではない。全體主義的支配がイデオロギーを、ガリアンのいわゆるイデオクラシーに變形させてしまうのである。ここに注意すべきは、イデオロギーはあるがままの現實を説明するのではなく、その運動を説明しているということである。全體主義におけるイデオロギーは嚴密に *logic of an idea* となつてゐるけれども、そのイデオロギーは所與の現實に適用されるものではなく、イデオロギーから論理的プロセスが發展していく、イデオロギーとしての論理的前提は自明なものではなく、全體主義の權力が論理的前提を『實踐的』に自明なものとするべく、現實を變革せしめるのである。かかる理由からして、アーレントは *ideocracy* よりも *logocracy* というターミノロジーが適切であると述べてゐる。同様にインケルスのミステイクというタームについても、それは、根源的には、民族の中に神秘的具體性を體驗したあるフランス民族主義者によつて使用されたものであるが、全體主義のイデオロギーにはかかる含蓄はない、といわれている。

最後に、B・ウォルフの論述を見てみると、彼もミステイクよりイデオロギーの方をよしとし、次の五つの特徴を枚擧している。  
 (一) 一本石的、(二) 全包括的、(三) 排外的 *|| alien self machendi* (四) 心理的徹底化、(五) 焦眉なる終末觀。